

不適正な取引行為や不当表示、知らなかったでは済まされません！

「事業者向けコンプライアンス講習会」WEB配信 受講者募集

東京都は、事業者が不適正な取引の防止や商品・サービスの表示に係る法令を遵守した事業活動に取り組めるよう、法律や違反事例の解説を取り入れた講習会を実施しています。今年度は、感染症拡大防止の観点からWEB配信にて実施いたします。

1 講習内容

Aコース：特定商取引法（通信販売編）		定員250名
講師	池本 誠司 弁護士	公益社団法人日本通信販売協会職員
内容 講義時間	法令・違反事例、事前質問等の解説 約90分	業界団体の参考事例 約45分
Bコース：特定商取引法（訪問販売・電話勧誘販売・特定継続的役務提供*編）		定員200名
講師	松苗 弘幸 弁護士	東京都職員
内容 講義時間	法令・違反事例、事前質問等の解説 約120分	東京都消費生活条例の解説 約15分
Cコース：景品表示法		定員550名
講師	植村 幸也 弁護士	
内容 講義時間	法令・違反事例、事前質問等の解説 約90分	

*エステティックサロン、美容医療、語学教室、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス

2 配信期間

令和2年11月4日（水）から11月13日（金）まで ※全コース共通

3 参加費 無料

4 対象者

都内の事業者でコンプライアンス向上の取組に携わる法務担当者、教育・研修担当者等

5 申込期間

令和2年9月7日（月）から9月28日（月）まで

6 申込方法

下記URLから申込フォームに必要事項を入力の上、お申込みください。

<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/torihiki/compliance/>



※複数コースのお申込みが可能です。ただし、**事業者単位の申込み**で、各コース**1事業者につき2名を上限**とします。（申込多数の場合、抽選。）

※お申込み時に事前質問を受け付けます。

詳しくはこちらをご覧ください。



<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/>



【問合せ先】

生活文化局消費生活部取引指導課
（電話）03-5388-3072